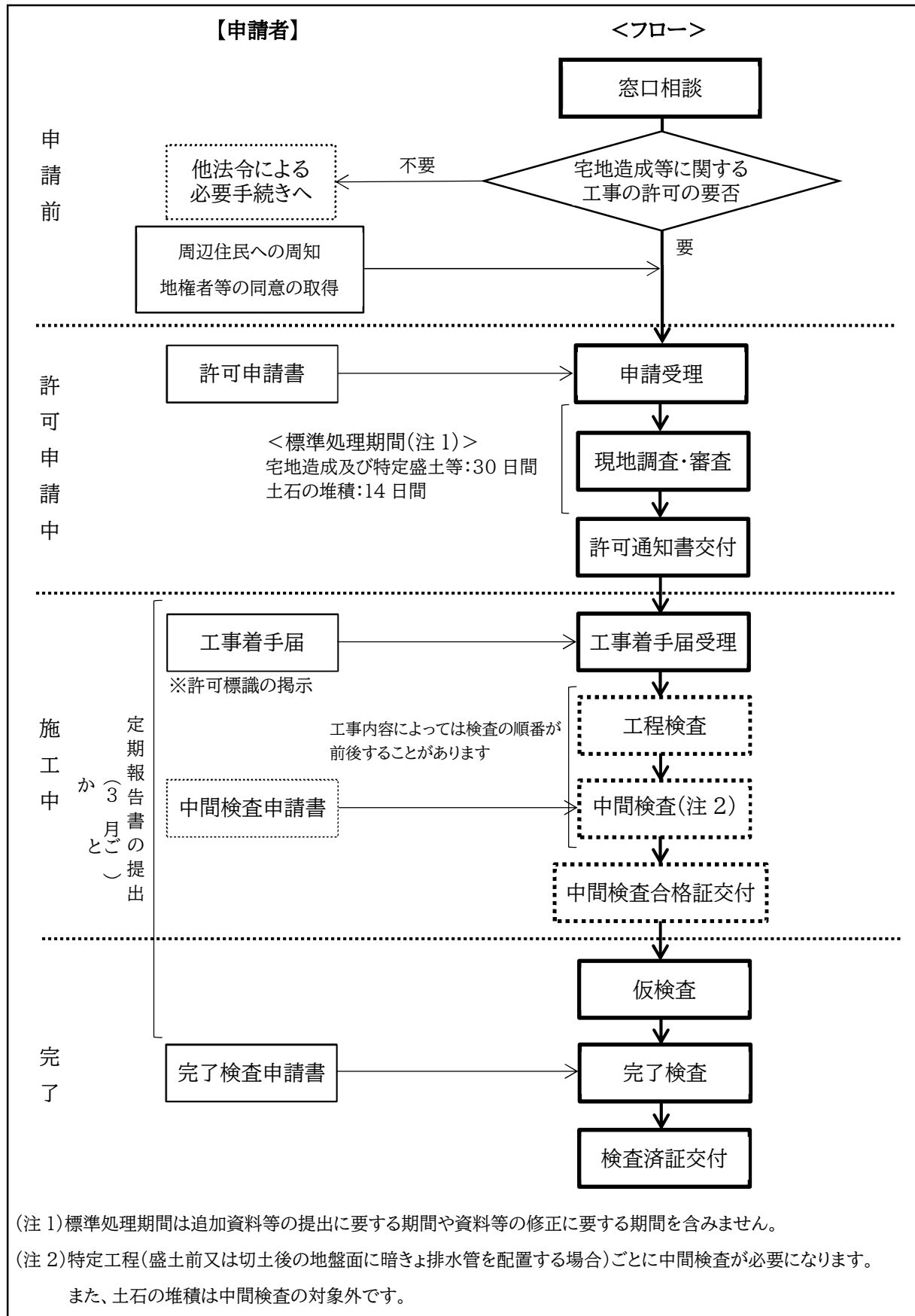


第2章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の手続き

第1節 許可申請に係る手続き

2.1.1 許可申請から完了検査までの流れ



2.1.2 関係法令等による必要手続き

当該造成工事に関して他法令による許可等が必要な場合は、事前に手続きを行い、許可書等の写し又は公共施設の管理者等との協議書(参考様式 4)を開発指導課に提出してください。

また、当該造成工事に関して公共施設の管理者や関係権利者との協議等が必要な場合は、事前に協議を行いその内容を協議書にまとめ開発指導課に提出してください。

<主な関係法令一覧>

法令等	行為の内容	適用	協議先
札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく許可	宅地の造成を行う場合	風致地区内 1,000 ㎡以上	札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課
森林法に基づく許可又は届出 (地域森林計画対象森林に指定されている場合)	樹木の伐採後、抜根、整地、切盛土等を行い、森林以外の用途に使用する場合	1ha 以下	札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課
		1ha を超えるもの	北海道石狩振興局産業振興部林務課
	保安林を伐採する場合		
土壌汚染対策法に基づく届出	土地の形質の変更を行う場合	3,000 ㎡以上	札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
騒音規制法及び振動規制法に基づく届出	著しい騒音又は振動を発生する作業を行う場合		札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく届出	地表を掘削する工事を行う場合	1,000 ㎡以上	札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
農地法に基づく許可又は届出	農地を住宅敷地、駐車場、資材置場等、農地以外のものにする場合		札幌市農業委員会
河川法又は札幌市普通河川管理条例に基づく許可	河川放流を行う場合		各河川管理者 ・国(札幌開発建設部) ・北海道(札幌建設管理部) ・札幌市(下水道河川局事業推進部河川管理課)
札幌市下水道条例に基づく届出	公共下水道に接続する場合		札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課

雨水流出抑制の有無	公共下水道に接続する場合	・3000 m ² 以上 ・土地の半分以上が屋根や舗装に覆われる施設	札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課
	・土地の所在地が市街化調整区域内の場合 ・昭和 60 年3月7日以降に市街化区域と定められた区域内の場合		札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課
建設リサイクル法に基づく届出	建築物の解体、土木工事等を行う場合		札幌市都市局建築指導部建築安全推進課
文化財保護法に基づく協議	埋蔵文化財包蔵地等で土木工事等を行う場合	・埋蔵文化財包蔵地内 ・隣接地又は可能性地 ・大規模開発(1ha 以上)	札幌市埋蔵文化財センター
道路法等	国道内で掘削等行う場合		国(札幌開発建設部)
	道道、市道で掘削、土砂・資材の運搬をする場合		各区土木部維持管理課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内で工事を行う場合 ・土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する工事を行う場合		北海道札幌建設管理部
砂防三法(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の場合		北海道札幌建設管理部

2.1.3 許可等手数料

表 2-1 宅地造成、特定盛土等による許可申請手数料(札幌市証明等手数料条例 別表)

盛土又は切土をする土地の面積(㎡)	手数料の額(円)
500 以内	14,500
500 を超え 1,000 以内	24,700
1,000 を超え 2,000 以内	34,700
2,000 を超え 3,000 以内	51,400
3,000 を超え 5,000 以内	60,500
5,000 を超え 10,000 以内	82,900
10,000 を超え 20,000 以内	132,200
20,000 を超え 40,000 以内	202,600
40,000 を超え 70,000 以内	314,900
70,000 を超え 100,000 以内	441,800
100,000 を超えるもの	568,100

◆変更許可申請手数料

次の(1)から(3)までの合計額	※限度額 568,100 円
(1)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計変更 ((2)のみに該当するものを除く。)	盛土又は切土する土地の面積に応じた手数料×0.1 ※
(2)盛土又は切土する土地の面積を拡大する場合	拡大する面積に応じた手数料
(3)その他の変更((1)から(2)に該当しない場合)	15,400 円

※ 盛土又は切土をする土地の面積(以下「面積」という。)の変更を伴う場合の考え方

- ① 面積の拡大を伴う場合は、変更前の面積に応じた手数料×0.1 に(2)に規定する手数料を加えた額
- ② 面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた手数料×0.1

表 2-2 宅地造成及び特定盛土等による中間検査申請手数料(札幌市証明等手数料条例 別表)

盛土又は切土をする土地の面積(㎡)	手数料の額(円)
20,000 以内	5,400
20,000 を超え 40,000 以内	10,700
40,000 を超え 70,000 以内	21,400
70,000 を超え 100,000 以内	37,500
100,000 を超えるもの	53,600

表 2-3 土石の堆積による許可申請手数料(札幌市証明等手数料条例 別表)

土石の堆積をする土地の面積(㎡)	手数料の額(円)
500 以内	10,200
500 を超え 1,000 以内	12,300
1,000 を超え 2,000 以内	14,500
2,000 を超え 3,000 以内	17,700
3,000 を超え 5,000 以内	25,200
5,000 を超え 10,000 以内	28,400
10,000 を超え 20,000 以内	34,300
20,000 を超え 40,000 以内	47,200
40,000 を超え 70,000 以内	64,300
70,000 を超え 100,000 以内	96,500
100,000 を超えるもの	117,900

◆変更許可申請手数料

次の(1)から(3)までの合計額	※限度額 117,900 円
(1)土石の堆積に関する工事の設計変更((2)のみに該当するものを除く。)	土石の堆積をする土地の面積に応じた手数料×0.1 ※
(2)土石の堆積をする土地の面積を拡大する場合	拡大する面積に応じた手数料
(3)その他の変更((1)から(2)に該当しない場合)	15,400 円

※ 土石の堆積をする土地の面積(以下「面積」という。)の変更を伴う場合の考え方

- ① 面積の拡大を伴う場合は、変更前の面積に応じた手数料×0.1 に(2)に規定する手数料を加えた額
- ② 面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた手数料×0.1

2.1.4 許可申請又は届出に必要な書類等(宅地造成及び特定盛土等)

法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請又は法第 27 条に基づく届出に必要な書類等は、表 2-4 及び表 2-5 のとおりです。

表 2-4 許可申請又は届出に必要な書類(宅地造成及び特定盛土等)

書類の種類	内容	備考	書類の 要否	
			申 請	届 出
許可申請書	申請者、工事の概要等を記載	・様式第 2 ・正本及び副本の各 1 部を提出	○	—
届出書	届出者、工事の概要等を記載	様式第 19	—	○
設計者資格 証明書	・経歴書(参考様式 1) ・卒業証明書 ・資格、免許等の写し	以下の工事を設計するときに必要な ・高さが 5m を超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施 設の設置 ※設計者の資格は、「2.1.8 資格を有す る者の設計対象工事、設計者資格」を参 照	○	—
計算書等	擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要、 構造計算書(注 1)	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 の擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置す る場合※	○※	—
	土質試験等に基づく地盤の安定計算 書	政令第 7 条第 2 項に規定する土地にお いて、同号に規定する盛土をする場合※	○※	—
	土質試験等に基づく地盤の安定計算 書	政令第 8 条第 1 項第 1 号ロに規定する 崖面を擁壁で覆わない場合※	○※	—
	土量計算書		○	—
土質調査 報告書等	土質試験その他の調査	計画内容に応じて必要な試験を実施す ること	○	—
その他審査 に必要な書 類	・他法令の許認可等の写し ・公共施設の管理者等との協議書 (参考様式 4)	・他の法令で許認可等を要する時は、そ れらの許認可等を証する書類 ・各関係機関と協議等が必要な場合、そ の協議内容を記載した協議書を添付	○	—
	土地登記簿謄本 (発行後 3 か月以内)	宅地造成、特定盛土等に関する工事の施 行区域内の土地登記簿謄本	○	○
	大臣認定擁壁に関する資料 ・認定書 ・工場の認証証明書	大臣認定擁壁を使用する場合※	○※	—

	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類 (カタログ・仕様書等)			
	工事主の資力・信用に関する書類 (注 2) ■共通事項 ・資金計画書(様式第 3) ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ■個人の場合 ・ <u>住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</u> ・所得税の納税証明書 ■法人の場合 ・ <u>登記事項証明書</u> ・ <u>役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</u> ・事業経歴書 ・貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人事業税の納税証明書	以下の書類は発行後 1 か月以内のものであること ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 以下の書類は発行後 3 か月以内のものであること ・所得税の納税証明書 ・貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人事業税の納税証明書	○	下線部分のみ○
	工事施行者の能力に関する書類 ・建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し ・事業経歴書 ・工事を指導、監督する技術者の経歴書 ・当該工事に係る契約書の写し ・法人の登記事項証明書	建設業許可の取得状況等に応じて、必要となる書類が異なります(注 3)。	○	—
	申請地及びその周辺の写真		○	○
	権利者全ての同意を得たことを証する書類 ・宅地造成等に関する工事施行同意書(実印での押印に限る)(参考様式 3) ・印鑑登録証明書 (発行後 3 か月以内)(注 4)	宅地造成、特定盛土等に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利※を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類 ※妨げとなる権利とは所有権、地上権、賃借権、質権、先取特権等がある	○	—
	住民への周知措置を講じたことを証する書面	○周知の範囲 ・(注 5)の表に示す範囲	○	—

	・周辺措置報告書(参考様式 2)	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第 7 条第 1 項における土砂災害警戒区域内の土地 ○周知する工事の具体的内容 ・(注 6)の表のとおり		
--	------------------	--	--	--

※○※は備考に該当する場合に提出が必要となる書類です。

(注 1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

(注 2) 法第 12 条第 2 項に規定する「資力」がある場合とは、資金計画書における用地費及び工事費の合算額を自己資金及び借入金により確保している場合をいいます。また、銀行等の金融機関以外の法人又は個人から借入を行う場合は、当該法人又は個人において当該借入金に相当する自己資金を有していることを必要とします。

法第 12 条第 2 項に規定する「信用」がある場合とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。

- (1) 申請者が個人の場合は所得税、法人の場合は法人事業税の滞納がないこと。
- (2) 過去に誠実に事業を遂行しなかった前歴がないこと。
- (3) 申請者が法人の場合は法人登記がされていること。

※ 法人事業税及び所得税の納付状況については、申請時の前 3 か月以内に発行された納税証明書により確認する。

(注 3) 以下の必要書類により、工事施行者に工事を完遂することができる能力があるかどうかを確認します。

■建設業許可を受けている場合

- ①②の書類が必要

■建設業許可を受けていない場合

- (1) 工事施行者が法人である
②③④⑤
- (2) 工事施行者が法人ではない
③④

<必要書類の種類>

- ① 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
- ② 事業経歴書
- ③ 工事を指導・監督する技術者の経歴書
- ④ 当該工事に係る契約書の写し
- ⑤ 法人の登記事項証明書(登記簿謄本)

(注 4) 工事区域内の土地が国有林野である場合には、同意書の代わりに、北海道森林管理局との国有林野の貸付け又は使用の事前相談又は手続を開始していることを証明する証明書を添付して下さい。

(注 5)次にあげる土地において政令第 3 条の盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

・政令第七条第二項第二号に規定する土地(溪流等)

※「2.1.5 許可申請書作成要領(宅地造成及び特定盛土等)」⑤を参照

盛土の区分	住民への周知を行う 範囲の考え方	参考図
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	・盛土等(①～③)の境界(法尻)から盛土等(①～③)の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲(※参考図 L の範囲)	
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲(※参考図 I の範囲)	
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15 メートルを超える盛土 ② 溪流等における盛土(①を除く) ③ 谷埋め盛土(①及び②を除く) ④ 腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲(※参考図)	

(注 6)周知する工事の具体的内容について

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ その他市長が必要と認める事項
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他市長が必要と認める事項

表 2-5 許可申請又は届出に必要な図面(宅地造成及び特定盛土等)

図面の 名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
現況地番図	・公図の写し等		
地形図	・方位 ・土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	等高線は、2m の標高差を示すものとする。
平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土(薄赤色で着色)又は切土(薄黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
求積図	・土地(敷地)の面積 ・盛土及び切土をする土地の面積	1/500 以上	
擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・水抜穴の寸法及び間隔 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・配筋図	1/50 以上	・コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付すること(届出の場合は不要)。 ・配筋図は断面、たて壁、底板部分について作成すること。
擁壁の展開図	・擁壁の高さ、延長 ・水抜穴の位置、材料、内径 ・伸縮目地の位置 ・擁壁前面及び背面の地盤	1/50 以上	

	線 ・擁壁の根入れ深さ		
排水施設の 平面図	・排水施設の位置、種類、材 料、形状、内のり寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐出口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上	流量計算書及び流域図を添付すること (届出の場合は不要)。
排水施設構造図	・排水施設の構造を確認出 来る図面	1/50 以上	
崖の断面図	・崖の高さ、勾配 ・土質(土質の種類が二以 上であるときは、それぞ れの土質及びその地層の厚 さ) ・盛土又は切土をする前の 地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質 に関する事項は示すことを要しない。
崖面崩壊防止 施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料 の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置 する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
崖面崩壊防止 施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び 内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項につい ては、必要に応じて記載すること。

2.1.5 許可申請書作成要領(宅地造成及び特定盛土等)

■宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書について

①「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

②「土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

なお、緯度経度は「札幌市地図情報サービス」を用い、代表地を住所検索することで確認できます。

札幌市地図情報サービス:https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

③「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積を記載してください。

④「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可)

- (1) 平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- (2) 腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- (3) 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑤「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とします。

⑥「工事の概要」

イ 盛土又は切土の高さ

「1.5 許可・届出を要する工事」の表 1-3 又は表 1-4 中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ 盛土又は切土をする土地の面積

許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土又は切土をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

⑦「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の 規定により、許可を申請します。 ○○○○年○○月○○日 札幌市長 ☆☆☆☆ 殿 申請者 氏名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎				※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		札幌市中央区●●●●●● 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 TEL○○○-○○○○			
2 設計者住所氏名		札幌市北区▲▲▲▲▲▲ ▲▲設計(株) 代表取締役 ▲▲▲▲ TEL○○○-○○○○ 担当者:△△			
3 工事施行者住所氏名		札幌市東区■●●●●● (株) ■●建設工業 代表取締役 ■●●● TEL○○○-○○○○			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◇◇-◇ (緯度: ○○度 ○○分 ○.○秒、 経度: ○○○度 ○分 ○○.○秒)			
5 土地の面積		300.00 平方メートル			
6 工事着手前の土地利用 状況		宅地			
7 工事完了後の土地利用		宅地(建築物の建築予定)			
8 盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9 土地の地形		溪流等への該当 有・ 無			
工事の概要	10 イ 盛土又は切土の高さ	盛土最大高さ:2.50 切土最大高さ:3.00 盛土及び切土最大高さ:4.00 メートル			
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	38.00 立法メートル		
		切土	15.50 立法メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
		①	鉄筋コンクリート造	2.00~2.50 メートル	15.80 メートル
②		練積み造	3.00~4.00 メートル	9.50 メートル	

ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
	①	鋼製枠工	1.50メートル	12.7メートル	
	②	ジオテキスタイル 補強土壁工	2.00～3.50メートル	16.6メートル	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
	①	U字トラフ	30×30センチメートル	11.8メートル	
	②	雨水樋	56×56センチメートル	2か所	
ト 崖面の保護の方法	擁壁設置及びのり面緑化				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法	張芝工により保護				
リ 工事中の危害防止のための措置	必要に応じ仮土留、仮排水路を設置				
ヌ その他の措置	保安施設設置				
ル 工事着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日				
ヲ 工事完了予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日				
ワ 工程の概要	土工事〇日間、擁壁及びのり面工事〇日間、後片付け〇日間				
11 その他必要な事項	例：排水処理について下水道河川局事業推進部排水指導課と協議済（協議書添付）				
* 受付欄	* 決裁欄	* 協議に当たって付した条件		* 協議成立番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

2.1.6 許可申請又は届出に必要な書類等(土石の堆積)

法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請又は法第 27 条に基づく届出に必要な書類等は、表 2-6 及び表 2-7 のとおりです。

表 2-6 許可申請又は届出に必要な書類(土石の堆積)

書類の種類	内容	備考	書類の要否	
			申請	届出
許可申請書	申請者、工事の概要等を記載	・様式第 4 ・正本及び副本の各 1 部を提出	○	—
届出書	届出者、工事の概要等を記載	様式第 20	—	○
設計書等	土石の崩壊防止措置の設計書 ・構台等の設計書 ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を実施する場合※	○※	—
	土砂流出防止措置の設計書 ・鋼矢板の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を実施する場合※		
その他審査に必要な書類	・他法令の許認可等の写し ・公共施設の管理者等との協議書 (参考様式 4)	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類 ・各関係機関と協議等が必要な場合、その協議内容を記載した協議書を添付	○	—
	土地登記簿謄本 (発行後 3 か月以内)	・土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記簿謄本	○	○
	工事主の資力・信用に関する書類 (注 2) ■共通事項 ・資金計画書(様式第 5) ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ■個人の場合 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・所得税の納税証明書 ■法人の場合 ・登記事項証明書	以下の書類は発行後 1 か月以内のものであること ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 以下の書類は発行後 3 か月以内のものであること ・所得税の納税証明書 ・貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人事業税の納税証明書	○	下線部分のみ ○

	・<u>役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</u> ・事業経歴書 ・借対対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人事業税の納税証明書			
	工事施行者の能力に関する書類 (注 3) ・建設業の許可証明書の写し ・事業経歴書		○	—
	申請地及びその周辺の写真		○	○
	権利全ての同意を得たことを証する書類 ・宅地造成等に関する工事施行同意書(実印での押印に限る)(参考様式 3) ・印鑑登録証明書(発行後 3 カ月以内)(注 4)	土石の堆積に関する工事区域内の土地またはその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利※を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類 ※妨げとなる権利とは所有権、地上権、賃借権、質権、先取特権等がある	○	—
	住民への周知措置を講じたことを証する書面 ・周辺措置報告書(参考様式 2)	○住民周知の範囲 ・(注 5)の表に示す範囲 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第 7 条第 1 項における土砂災害警戒区域内の土地 ○周知する工事の具体的内容 ・(注 6)の表のとおり	○	—

※○※は備考に該当する場合に提出が必要となる書類です。

※(注 2)～(注 6)については、表 2-1 と同様のため省略

表 2-7 許可申請又は届出に必要な図面(土石の堆積)

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
現況地番図	・公図の写し等		
地形図	・方位 ・土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	等高線は、2m の標高差を示すもの とすること。
平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設(側溝等) ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置を講ずる位 置及び当該措置の内容	1/500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照 合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆 積した土石の崩壊を防止するための 措置及び堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置について は、申請書と照合できるように番号を 付すること。
断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ 及び土石の堆積を行う土地の最大勾 配が照合できるように断面図を作成 すること。
求積図	・土地(敷地)の面積 ・土石の一時堆積をする土地の面 積	1/500 以上	

2.1.7 許可申請書作成要領(土石の堆積)

■土石の堆積に関する工事の許可申請書について

①「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

②「土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

③「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積を記載してください。

④「工事の目的」

- ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載して下さい。
- ・土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記載して下さい。

⑤「工事の概要」

ロ 土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

カ 工程の概要

- ・工程表を添付し、年間の搬入・搬出量を記載して下さい。

⑥「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 の 規定により、許可を申請します。 ○○○○年○○月○○日 札幌市長 ☆☆☆☆ 殿 申請者 氏名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	札幌市中央区●●●●●● 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 TEL○○○-○○○○	
2 設計者住所氏名	札幌市北区▲▲▲▲▲▲ ▲▲設計(株) 代表取締役 ▲▲▲▲ TEL○○○-○○○○ 担当者:△△	
3 工事施行者住所氏名	札幌市東区■●●●●● (株) ■●建設工業 代表取締役 ■●●● TEL○○○-○○○○	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◇◇-◇ (緯度: ○○度 ○○分 ○.○秒、 経度: ○○○度 ○分 ○○.○秒)	
5 土地の面積	5000.00 平方メートル	
6 工事の目的	土壌改良プラント内で土石に該当する材料及び製品の堆積	
工事の概要	イ 土石の堆積の最大 堆積高さ	3.50 メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	2500.00 平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大 堆積土量	2900.00 立法メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	1/8
	ホ 勾配が十分の一を超 える土地における堆積 した土石の崩壊を防止 するための措置	構台により平坦な基礎勾配を確保
	ヘ 土石の堆積を行う土 地における地盤の改良 その他の必要な措置	基礎地盤の改良

ト 空地の設置	番号		空地の幅
	①		4.00メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する装置	堆積する土石の周囲に側溝を設置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置	1:2の勾配で堆積し、防水性のシートで覆う		
ヌ 工事中の危害防止のための措置	必要に応じ仮土留め、仮排水路を設置		
ル その他の措置	保安施設設置		
ヲ 工事着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日		
ワ 工事完了予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日		
カ 工程の概要	構台設置工事〇〇日間、土砂堆積工事〇日間、土砂除却工事〇日間		
8 その他必要な事項		例：排水処理について下水道河川局事業推進部河川管理課と協議済（協議書添付）	
* 受付欄	* 決裁欄	* 協議に当たって付した条件	* 協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

2.1.8 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1 資格を有する者の設計対象工事(法第13条第2項、政令第21条)

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

2 設計者資格(法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第 2 節 許可後における留意事項

2.2.1 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。(法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項)

(1) 各種届出

ア 工事の着手届

工事主は、許可を受けた工事に着手したときは、速やかに「宅地造成等に関する工事着手届出書(参考様式 13)」に「工程表」を添付して開発指導課に提出すること。ただし、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく許可を受けたときは不要です。

イ 工事の廃止の届出

工事主は、許可を受けた工事を廃止しようとするときは、遅滞なく、「宅地造成等に関する工事廃止届出書(参考様式 15)」に、現地の写真及び防災措置の内容を確認出来る書類等を添付して提出すること。

工事の廃止は、原則として工事の着手前に限るが、防災上支障がないと認められるとき、又は新たに許可を取り直すときは、工事の着手後であっても、廃止することができる。

なお、廃止届を提出する前に、開発指導課と協議してください。

(2) 工事の施工時期

多降雨・融雪時期の施工は出来るだけ避け、止むを得ず作業を行う場合は、土砂の緩み・湧水に注意を払い防災措置を施したうえで施工すること。

(3) 工程管理

作業工程は、雨天等による休日を考慮し、余裕をもった工程管理を行うこと、また、降雨時の土砂移動は土砂災害の危険が増すことから、積極的に作業を休止すること。

(4) 気象情報の収集

工事施工期間は、常に気象情報の収集に努め、異常気象等災害の恐れがある時は、防災施設の整備及び防災体制を構築すること。

(5) 防災施設の設置

工事施工期間は、工事区域外に土砂の流出を防止する目的で、防災施設(仮排水・沈砂池・遊水地・土塁等)を設けること。

(6) 防災体制の構築

工事施工者は、工事施工中の不測の災害を防止する為に、緊急時の資材・人員を確保し、連絡体制の設定など防災体制を構築すること。

(7) 他法令による防災措置

他の法令による許可・認可等を受けている場合は、それら法令の防災上の措置を遵守すること。

(8) 緊急の措置

工事によって災害の発生又は他に危害を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、その措置に関する内容を本市に届出すること。

※お願い

工事に伴い発生する騒音・粉塵や、土砂の搬出入による道路汚損を防止するための適切な措置をお願いいたします。

2.2.2 標識の掲示(法第 49 条)

工事主は、工事期間中、工事施工区域の見やすい場所に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識(様式第 23)」又は「土石の堆積に関する工事の標識(様式第 24)」を掲げる必要があります。また、変更が生じた場合は、変更箇所を速やかに修正する必要があります。

2.2.3 工事等の変更

(1) 変更許可(法第 16 条第1項、法第 35 条第1項、省令第 37 条、省令第 67 条)

工事主は、次に掲げている宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、その変更が軽微な場合を除き、変更部分の工事をする前に変更許可を受ける必要があります。

(ア) 宅地造成及び特定盛土等

- ア 盛土又は切土の高さ
- イ 盛土又は切土をする土地の面積
- ウ 盛土又は切土の土量
- エ 擁壁に係る構造等
- オ 崖面崩壊防止施設に係る構造等
- カ 排水施設に係る構造等
- キ 崖面保護の方法
- ク 崖面以外の地表面の保護の方法

(イ) 土石の堆積

- ア 土石の堆積の最大堆積高さ
- イ 土石の堆積を行う土地の面積
- ウ 土石の堆積の最大堆積土量
- エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配
- オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置
- カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置
- キ 空地の設置
- ク 雨水その他の地表水を有効に排除する装置
- ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

変更許可を受けようとする者は、以下の該当する工事の申請書及び許可申請時に提出した書類及び図書から変更が生じるものについて、変更後の書類及び図書を提出する必要があります。

<提出様式(次頁の記載例をご参考ください)>

宅地造成又は特定盛土等:「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書(様式第 7)」
土石の堆積 :「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(様式第 8)」

(2) 軽微な変更の届出(法第 16 条第2項、法第 35 条第2項、規則第 38 条、規則第 68 条)

工事主は、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、遅滞なく、「宅地造成等に関する工事軽微変更届出書(参考様式 5)」を提出する必要があります。また、許可申請時に提出した書類及び図書から変更が生じるものについて、変更後の書類及び図書を提出する必要があります。

- ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
イ 工事現場管理者又は下請負業者の氏名若しくは名称又は住所の変更
ウ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
エ その他の変更

■変更許可申請書(宅地造成及び特定盛土等)の記載例

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の 規定により、変更の許可を申請します。 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 札幌市長 ☆☆☆☆ 殿 申請者 氏名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 ※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	札幌市中央区●●●●●● 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 TEL〇〇〇-〇〇〇〇
2 設計者住所氏名	札幌市北区▲▲▲▲▲▲ ▲▲設計(株) 代表取締役 ▲▲▲▲▲ TEL〇〇〇-〇〇〇〇 担当者:△△
3 工事施行者住所氏名	札幌市東区■●●●●● (株) ■●建設工業 代表取締役 ■●●●■ TEL〇〇〇-〇〇〇〇
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	【変更前】札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◆◆-◆ (緯度: 〇〇度 〇〇分 〇.〇秒、 経度: 〇〇〇度 〇分 〇〇.〇秒) 【変更後】札幌市南区◆◆◆条◆◆丁目◆◆-◆、●●●-●● (緯度: △△度 △△分 △.△秒、 経度: △△△度 △分 △△.△秒)
5 土地の面積	【変更前】300.00 平方メートル、【変更後】320.00 平方メートル
6 工事着手前の土地利用 状況	宅地
7 工事完了後の土地利用	宅地(建築物の建築予定)
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無
10 イ 盛土又は切土の高さ	盛土最大高さ:2.50 切土最大高さ:3.00 盛土及び切土最大高さ:4.00 メートル

工事の概要	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	【変更前】138.15 平方メートル、【変更後】150.15 平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	【変更前】38.00 立法メートル、【変更後】42 立法メートル		
		切土	【変更前】15.50 立法メートル、【変更後】20 立法メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
		③	鉄筋コンクリート造	2.00～2.50 メートル	15.80 メートル
		④	練積み造	3.00～4.00 メートル	9.50 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
		③	鋼製枠工	1.50 メートル	12.7 メートル
		④	ジオテキスタイル 補強土壁工	2.00～3.50 メートル	16.6 メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
		③	U 字トラフ	30×30 センチメートル	11.8 メートル
		④	雨水樋	56×56 センチメートル	2 か所
	ト 崖面の保護の方法	擁壁設置及びのり面緑化			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	張芝工により保護			
	リ 工事中の危害防止のための措置	必要に応じ仮土留、仮排水路を設置			
ヌ その他の措置	保安施設設置				
ル 工事着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日				
ヲ 工事完了予定年月日	【変更前】〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 【変更後】△△△△年 △△月 △△日				
ワ 工程の概要	【変更前】 土工事〇日間、擁壁及びのり面工事〇日間、後片付け〇日間 【変更後】 土工事△日間、擁壁及びのり面工事△日間、後片付け△日間				
11 その他必要な事項	例：排水処理について下水道河川局事業推進部排水指導課と協議済（協議書添付）				
12 変更の理由	造成計画の変更が生じたため				
13 許可番号	第 〇〇〇〇 号				
* 受付欄	* 決裁欄	* 協議に当たって付した条件	* 協議成立番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

■変更許可申請書(土石の堆積)の記載例

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 の 規定により、許可を申請します。 ○○○○年○○月○○日 札幌市長 ☆☆☆☆ 殿 申請者 氏名 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	札幌市中央区●●●●●● 株式会社●●●● 代表取締役 札幌太郎 TEL○○○-○○○○	
2 設計者住所氏名	札幌市北区▲▲▲▲▲▲ ▲▲設計(株) 代表取締役 ▲▲▲▲ TEL○○○-○○○○ 担当者:△△	
3 工事施行者住所氏名	札幌市東区■●●●●● (株) ■●建設工業 代表取締役 ■●●● TEL○○○-○○○○	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	【変更前】札幌市南区 ◆◆◆条◆◆丁目◇◇-◇◇ (緯度: ○○度 ○○分 ○.○秒、 経度: ○○○度 ○分 ○○.○秒) 【変更後】札幌市南区 ◆◆◆条◆◆丁目◇◇-◇◇、●●●-●● (緯度: △△度 △△分 △.△秒、 経度: △△△度 △分 △△.△秒)	
5 土地の面積	【変更前】5000.00 平方メートル、【変更後】5100 平方メートル	
6 工事の目的	土壌改良プラント内で土石に該当する材料及び製品の堆積	
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	【変更前】3.50 メートル、【変更後】4.00 メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	2500.00 平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	【変更前】2900.00 立法メートル、【変更後】3000 立法メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	1/8
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	構台により平坦な基礎勾配を確保

ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良 その他の必要な措置	基礎地盤の改良	
ト	空地の設置	番号	空地の幅
		②	4.00メートル
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する装置	堆積する土石の周囲に側溝を設置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置	1:2の勾配で堆積し、防水性のシートで覆う	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	必要に応じ仮土留め、仮排水路を設置	
ル	その他の措置	保安施設設置	
ヲ	工事着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日	
ワ	工事完了予定年月日	【変更前】〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 【変更後】△△△△年 △△月 △△日	
カ	工程の概要	【変更前】構台設置工事〇〇日間、土砂堆積工事〇日間、土砂除却工事〇日間 【変更後】構台設置工事△△日間、土砂堆積工事△日間、土砂除却工事△日間	
8	その他必要な事項	例:排水処理について下水道河川局事業推進部河川管理課と協議済(協議書添付)	
9	変更の理由	堆積に関する計画の変更が生じたため	
10	許可番号	第 〇〇〇〇 号	
	*受付欄	*決裁欄	*協議に当たって付した条件
	*協議成立番号欄		
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

2.2.4 検査・定期報告

1 中間検査（法第 18 条、第 37 条、政令 24 条）

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査後の工程に係る工事（暗きょ排水管等の排水施設の埋め戻し）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

なお、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表 2-8 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請期間
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずるもの ② 切土で、当該切土をした土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが 5m を超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² （原地盤から 30cm 以内の造成高の範囲も含む）を超えるもの	盛土前又は切土後の地盤面に暗きょ排水管等の排水施設の設置する場合	・申請書（様式第 13） ・検査対象を明示した平面図 ・検査対象の写真	排水施設の設置完了日から 4 日以内

※申請書（様式第 13）について、都市計画法に基づく開発行為の許可を受けている場合は、8 備考欄に許可番号を記載してください。

2 擁壁の構造等の確認（法第 25 条、法第 44 条、政令第 39 条）

許可を受けた工事が次の工程に達したときは、擁壁の構造等の確認を行うため、工事施行者は事前に開発指導課に連絡し確認を受ける必要があります。

(1) 鉄筋コンクリート造の擁壁の場合

底版配筋及び壁配筋工事が完了したとき（型枠の設置前）

(2) 練積み造の擁壁の場合

ア 床堀及び基礎工事が完了したとき

イ 当該擁壁築造の高さが全体のおよそ 2 分の 1 に達したとき

3 定期報告（法第 19 条第 1 項、法第 38 条第 1 項、規則第 48～50 条、規則第 78～80 条）

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書（参考様式 14）を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況になります。

なお、休止中の工事のほか、現場が動いていない場合でも定期報告が必要となります。また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 2-9 定期報告の対象規模等

行 為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等	① 盛土で、当該盛土をした土地の部分に 高さが 2m を超える崖を生ずるもの ② 切土で、当該切土をした土地の部分に 高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛 土及び切土をした土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが 5 m を超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、 当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡(原地盤から 30cm 以内の造 成高の範囲も含む)を超えるもの	報告時点における盛土、 切土、擁壁、崖面崩壊防 止施設、排水施設、地滑 り抑止ぐい、グランドアン カー、その他の土留の施 行状況	・定期報告書 (参考様式 14) ・盛土、切土 をしている土 地の写真及 び各工種の 状況が分か る写真 ・報告対象を 明示した平 面図	工期が 3 か月以上の 工事は、3 か月ごと
土 石 の 堆 積	① 高さが 5m を超える土石の堆積であつ て、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 ㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であつて、当 該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 ㎡(原地盤から 30cm 以内の堆 積高の範囲も含む)を超えるもの	報告時点における土石 の堆積の施行状況(空 地、柵、雨水その他の地 表水を有効に排除する 措置及び擁壁等の状 況。なお、前回報告時点 からの新たな堆積及び 除却された土石の土量 を含む)	・定期報告書 (参考様式 14) ・土石の堆積 を行っている 土地及びそ の周辺の写 真	

4 完了検査等(法第 17 条、法第 36 条、規則第 39～40 条、規則第 69～70 条)

当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表 2-10 完了検査

行 為	区 分	申 請 書 類	検 査 申 請 期 間
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	・申請書(様式第 9) ・工事写真 ・使用材料の規格を確 認できる資料	工事完了日から 4 日以内
土石の堆積	確認申請	・申請書(様式第 11) ・現地写真(除却後)	

○完了検査に必要な工事写真・書類について

1 工事写真の目的

工事写真は、工事の内容及び技術基準を判断するため、完成後に確認が困難な箇所の施工状況、寸法、品質等を確認するものです。

2 写真撮影箇所

(1) 工事の全体

- ア 施工前と施工後の状況(同一箇所から同一の角度)
- イ 各作業の状況(切土・盛土・のり面・排水・擁壁等)

(2) 盛土施行状況

- ア 原地盤処理(伐開・除根等)
- イ 段切(傾斜地)
- ウ 層状の敷均し転圧(概ね 30cm 程度ごとに転圧している状況が分かるもの)

(3) 排水施設

- ア 構造物の基礎(砕石・コンクリート等)の出来形(幅・厚さ)
- イ 構造物の寸法(製品・現場製作)
- ウ 沈砂池、調整池、素掘側溝等の出来形(幅・高さ・長さ等)
- エ 管渠、排水管等の勾配
- オ 構造物の埋戻し状況(層状転圧)

(4) 擁壁・土留類

- ア 構造物の基礎の出来形(幅・厚さ等)
- イ 構造物の寸法(製品・現場製作等)
- ウ 擁壁の根入れ深さ
- エ 鉄筋の径、ピッチ、かぶり等の寸法
- オ 裏込め材、止水コンクリートの寸法
- カ 水抜穴、吸出し防止材の状況、寸法
- キ 伸縮目地の状況、厚さ
- ク 認定擁壁の認証マーク ※大臣認定擁壁を使用する場合(製造会社・製造工場・商品名・型-内部摩擦角・標準規格高・コーナー角度・地震時水平震度・製造年月日・認証マーク・検査合格印)

3 写真撮影の注意事項

- (1) 出来形や寸法を撮影する場合は、スケール・リボンロッド・水平器などを用い、読みにくい場合は拡大するなど読み取れる工夫をしてください。
- (2) 写真の目的を明確にするため、黒板・白板等に日付け、内容、数値等必要事項を記入し撮影してください。

4 その他の書類等

- (1) 鉄筋の規格を確認できる書類(ミルシート・伝票類)
- (2) 現場打ちコンクリートの規格(強度)を確認できる書類(配合報告書・伝票類)

5 留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

※検査を受けない土地や検査に合格しない土地については、その使用を制限したり禁止したりする場合があります。

第3節 手続き一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請(法第12条第1項、法第30条第1項)のほか、必要に応じて次の手続きが必要となります。

表 2-11 手続き一覧

		手続きの種類	根拠法令等	様式
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可	法第12条第1項	様式第2(省令第7条第1項)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	法第30条第1項	様式第2(省令第63条第1項)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	法第27条第1項	様式第19又は第20(省令第58条)
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第16条第1項	様式第7又は第8(省令第37条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可	法第35条第1項	様式第7又は第8(省令第67条)
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第16条第2項	参考様式5
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第35条第2項	参考様式5
	廃止	宅地造成等に関する工事の廃止の届出	—	参考様式15
中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第18条第1項	様式第13(省令第46条)
		特定盛土等に関する工事の中間検査	法第37条第1項	様式第13(省令第76条)
定期報告		宅地造成等に関する工事の定期報告	法第19条第1項	参考様式14
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第38条第1項	参考様式14
完了検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第17条第1項	様式第9(省令第40条)
		特定盛土等に関する工事完了の検査	法第36条第1項	様式第9(省令第70条)
		土石の堆積に関する工事の確認	法第17条第4項 法第36条第4項	様式第11(省令第43条又は第73条)
工事着手		工事着手の届出	—	参考様式13
標識の掲示		標識の掲示	①法第49条 ② —	①様式第23又は第24(省令第87条) ②参考様式10(法第21条第1項又は第40条第1項)

その他の届出	当初	宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合の届出	法第 21 条第 1 項	様式第 15 又は第 16(省令第 52 条第 1 項又は第 3 項)
		宅地造成等工事規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合の届出	法第 21 条第 3 項	様式第 17(省令第 55 条)
		宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	法第 21 条第 4 項	様式第 18(省令第 56 条)
		特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合の届出	法第 40 条第 1 項	様式第 15 又は第 16(省令第 82 条各項)
		特定盛土等規制区域内で、高さ 2 m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合の届出	法第 40 条第 3 項	様式第 17(省令第 85 条)
		特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	法第 40 条第 4 項	様式第 18(省令第 86 条)
	変更	届出工事(法第 21 条第 3 項)の変更届出	—	参考様式 5
		届出工事(法第 40 条第 3 項)の変更届出	—	参考様式 5

※法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可の申請は正本及び副本を提出下さい。その他の手続きについては、1 部提出下さい。